

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

（宛先）京都府知事		2024年 7月 29日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 代表取締役社長 谷本 秀夫			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	229 台	0 台	2 台	236 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	599 台	0 台	10 台	633 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	2.55	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	7.25	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	設備台帳を作成し、社内環境推進組織により簡易点検および定期点検を行う対象機器を明確にし、点検実施時期の年間計画を作成、更新することで管理を行っています。			
	廃棄時	廃棄時の社内申請ルールを整備しており、設備管理部署が、事前に廃棄の連絡を受け、充填回収業者に依頼し、充填回収業者から交付（又は送付）された引取証明書を受け取り確認することをもって、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認しています。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	機器台帳および計画に基づき、対象機器の簡易点検および定期点検を社内環境推進組織にて実施し、異常を確認しております。			
	廃棄時	法令に基づき充填回収業者に依頼し、充填回収業者から交付（又は送付）された引取証明書を受け取り社内申請を行うことで、廃棄時に冷媒用代替フロンが回収されたことを確認しています。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	HCFCを使用している空調設備やその他の機器などをより温暖化係数の低い代替フロンHFC冷媒設備に更新することで、段階的に導入を進めております。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。